

令和5年12月期 木城町農業委員会定例総会議事録

開催期日	令和5年12月25日(月)午後3時25分～4時40分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番:久保 一美 2番:後藤 ミホ 3番:上川 安博 5番:曾我 広 6番:黒木 清澄 7番:西 哲郎 8番:亀長 亜由美 (農地利用最適化推進委員 7人) 國岡 伸二 永友 秀仁 吉岡 定男 久保田 博文 田村 和之 永友 文法 永友 正
欠席委員	(農業委員 0人 推進委員 0人) 農業委員: 0名 農地利用最適化推進委員: 0名
出席職員	事務局長:藤井 学 専門監:江藤 輝幸 主査:黒木 和美
議事録署名委員	7番:西 哲郎 8番:亀長 亜由美
議事日程	令和5年12月25日(月)1日間
報告	(1) 12月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(13件) (3) 農家相談日結果報告について(2件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について ② 農用中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の認可について
会議事件	議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第46号 非農地証明願いの承認について 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 議案第48号 農用地利用集積計画について 議案第49号 農用地利用集積等促進計画について
(事務局) 事務局長	皆さん、こんにちは。全員お揃いですので、ただ今から令和5年12月期の木城町農業委員会定例総会を開会します。皆様ご起立ください。一同、礼。よろしくお祈いします。ご着席ください。 それでは、最初に会長からご挨拶をいただきます。よろしくお祈いします。
議長(会長) 久保 一美	皆さん、こんにちは。暖冬暖冬と言いながら、約二週間前位から本格的な寒さになってきました。皆様も体調管理には留意していただきますようお祈いします。 それでは慎重審議、よろしくお祈いいたします。

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>それでは、ただ今から令和5年12月期の定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の本会議の出席は、農業委員7名全員出席ですので総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名出席ですので、合計14名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、7番西哲郎委員と8番亀長亜由美委員にお願いします。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の江藤専門監と黒木主査を指名いたします。</p> <p>それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>それでは、総会資料の10ページをお願いします。</p> <p>議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号9番 権利 所有権移転 所在 大字川原字上野田〇〇番 登記簿地目 畑1筆 農振 農振農用地 面積 513㎡ 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 0㎡ 労力総数 2 稼働数 2 申請事由 木城町に移住し、就農するため（パクチー、イチジク等を栽培予定）。鶏卵の販売も考えており、敷地内に四面開放型鶏舎（200㎡未満）の建設も予定している。担当は8番亀長委員です。資料につきましては11ページに添付してあります。【備考】売買金額 110,000円/全部</p> <p>申請番号10番 権利 所有権移転 所在 大字川原字上野田〇〇番 登記簿地目 畑1筆 農振 農振農用地 面積 616㎡ 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 0㎡ 労力総数 2 稼働数 2 申請事由 木城町に移住し、就農するため（パクチー、イチジク等を栽培予定）。鶏卵の販売も考えており、敷地内に四面開放型鶏舎（200㎡未満）の建設も予定している。担当は8番亀長委員です。資料につきましては11ページに添付してあります。【備考】売買金額 150,000円/全部</p> <p>申請番号11番 権利 所有権移転 所在 大字高城字東宮田〇〇番 他4筆 登記簿地目 田3筆畑2筆 農振 農振農用地 面積 合計5筆4,913㎡ 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 20,930㎡ 労力総数 1 稼働数 1 申請事由 規模拡大 担当は1番久保委員です。</p>

	<p>資料につきましては 12 ページから 13 ページに添付してあります。【備考】 売買金額 1,423,650 円/全部 以上です。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは朗読が終わりましたので、申請番号 9 番 10 番につきまして、担当の亀長委員から説明をお願いします。</p>
<p>(8 番) 亀長 亜由美</p>	<p>はい。この土地を買われる譲受人なんですけども、今年の 2 月に東京と埼玉からこちらの方に来られたということで、中々見つからなくて、桑原建設の方の協力で今回の土地を見つけられたそうです。あと価格に関しては双方の納得済みで契約書を交わされて、買われたということです。パクチーとイチジクを植えられて、希望としては将来近くの道の駅とかに納めたいということでした。あと、小さな囲いをして放し飼いの鶏を 2～3 羽飼っていきいたいということでした。以上です。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。つづきまして、申請番号 11 番ですが僕が担当しておりますので説明します。 ここはですね、譲渡人の農地を以前に購入したいということで、譲受人の方から申し出がありまして、規模拡大ということで売買金額は 1,423,650 円ということで双方の折り合いが付いております。私の方からは以上ですけれども、田村推進委員なにか補足があればお願いします。</p>
<p>田村農地利用 最適化推進委員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 申請番号 9 番 10 番 11 番につきまして、質疑のある方は挙手の上、申請番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 申請番号 9 番 10 番 11 番につきまして承認可決とします。</p>

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして、議案第 46 号 非農地証明願いの承認についてであります。 事務局の朗読をお願い致します。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>資料の 14 ページをお願い致します。議案第 46 号 非農地証明願いの承認について 非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 8 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字松原〇〇番 地目 畑 3 筆 面積 合計 1,202 m² 現況地目 原野 事由 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <p>（ア）農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。</p> <p>（イ）農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。</p> <p>（ウ）集団性のある優良農地でないこと。</p> <p>担当委員は、2 番後藤委員です。資料は、17 ページから 19 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 9 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字永山〇〇番 地目 畑 3 筆 面積 合計 1,822 m² 現況地目 山林 事由 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <p>（ア）農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。</p> <p>（イ）農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。</p> <p>（ウ）集団性のある優良農地でないこと。</p> <p>担当委員は、6 番黒木委員です。資料は、20 ページから 23 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 10 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字石河内字下谷内〇〇番 地目 田 3 筆 面積 合計 3,843 m² 現況地目 原野 事由 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <p>（ア）農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。</p> <p>（イ）農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。</p> <p>（ウ）集団性のある優良農地でないこと。</p> <p>担当委員は、7 番西委員です。資料は、24 ページから 27 ページに添付して</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>あります。</p> <p>受付番号 11 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字外堀〇〇番 地目 畑 1 筆 面積 272 m² 現況地目 山林 事由 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。 (イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。 (ウ) 集団性のある優良農地でないこと。 <p>担当委員は、6 番黒木委員です。資料は、28 ページから 30 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 12 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字石河内字下春山〇〇番 地目 畑 1 筆 面積 2,842 m² 現況地目 山林 事由 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。 (イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。 (ウ) 集団性のある優良農地でないこと。 <p>担当委員は、7 番西委員です。資料は、31 ページから 33 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 13 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字寺山〇〇番 地目 田 1 筆 面積 955 m² 現況地目 山林 事由 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。 (イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。 (ウ) 集団性のある優良農地でないこと。 <p>担当委員は、3 番上川委員です。資料は、34 ページから 36 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 14 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字</p>
-----------------------	--

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>高城字岸立〇〇番 地目 田1筆 面積 126 m² 現況地目 山林 事由 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <p>(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。</p> <p>(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。</p> <p>(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。</p> <p>担当委員は、6番黒木委員です。資料は、37ページから39ページに添付してあります。</p>
	<p>受付番号15番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字迫ノ内〇〇番 地目 田8筆 面積 合計3,002 m² 現況地目 原野 事由 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <p>(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。</p> <p>(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。</p> <p>(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。</p> <p>担当委員は、1番久保委員です。資料は、40ページから43ページに添付してあります。</p>
	<p>受付番号16番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字大多賀平〇〇番 地目 田1筆 面積 375 m² 現況地目 山林 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のいずれかの要件を満たしている。</p> <p>(ア) その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合</p> <p>担当委員は、2番後藤委員です。資料は、44ページから46ページに添付してあります。</p>
	<p>受付番号17番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字石河内字下楠師〇〇番 地目 田1筆 面積 3,175 m² 現況地目 原野 事</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>由 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <p>(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。</p> <p>(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。</p> <p>(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。</p> <p>担当委員は、7番西委員です。資料は、47ページから49ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは、事務局より写真説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 黒木主査</p>	<p>(プロジェクターを使用し、写真説明)</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>それでは写真説明が終わりましたので、受付番号8番、16番につきまして、担当の2番後藤委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>(2番) 後藤 ミホ</p>	<p>はい。受付番号8番については特に説明はありません。現地調査してゴミが多かったのが気になりました。</p> <p>受付番号16番は、14～15年前でしょうか、一回農業委員会と産業振興課の職員と手分けして回って非農地判断はした所です。でも、そのまま所有者が法務局に行かず放置されていた所です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>次に受付番号9番、11番、14番について、担当の6番黒木委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>(6番) 黒木 清澄</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>次に受付番号10番、12番、17番について、担当の7番西委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>(7番) 西 哲郎</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>次に受付番号13番につきまして、担当の3番上川委員から補足説明があればお願いします</p>
<p>(3番) 上川 安博</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>次に受付番号15番は私が担当ですが、ここはですね、前から一筆調査の時ずっと遊休農地で竹林になっていて、田村推進委員もご存じの農地です。写</p>

	真のとおり竹林になっています。
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。議案第 46 号 非農地証明願いの承認について 受付番号 8 番から 17 番につきまして 質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われて質疑をお願いします。
(2 番) 後藤 ミホ	よろしいでしょうか。
議長（会長） 久保 一美	後藤委員どうぞ。
(2 番) 後藤 ミホ	この前常設審議会でも同じようなことがあったんですけど、非農地判断して、申請人が法務局で手続きされなければまたそのままになるので、この後町としてはどういう風にしていかれるのでしょうか。
(事務局) 江藤専門監	はい。勿論非農地手続きされた所に関しては、地目の変更をお願いすることになると思います。ただ、相続が終わってないもの或いは相続が全くできないものという農地もございますので、こちらについては職権で非農地判定した上で、法務局に相談はしているんですけども、職権で地目を山林・原野に変更する手続きを取ろうかなと思っております。
(2 番) 後藤 ミホ	それが出来るといいですけどね。
議長（会長） 久保 一美	それは期間的にどれくらいかかるんですか。
(事務局) 江藤専門監	地目を変える手続きそのものはそう時間はかからないと思います。
(事務局) 黒木主査	ご本人が行かれればすぐに出来るけど、職権だとどれくらいかかるかは分からないと思います。
(事務局) 江藤専門監	やってみないと分からないんですが、筆数があまり多いと手続きできないということなので、少しずつやるしかないのかなと思っております。
議長（会長） 久保 一美	他に質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) 質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 46 号 非農地証明願いの承認についてであります。受付番号 8 番から 17 番につきまして、賛成の方は

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 46 号 非農地証明願いの承認について、受付番号 8 番から 17 番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして、議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>50 ページをお願いします。議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。次のとおり、許可申請があったので審議を求める。</p> <p>申請番号 6 番 権利 所有権移転 所在 大字川原字上野田〇〇番 登記簿地目 畑 1 筆 農振 農振農用地 面積 714 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。転用形態 転用 転用用途 農家住宅 転用施設 住宅 64.60 m² 転用事由 現在、高鍋町に住んでいるが木城町に永住するため 担当委員は、8 番亀長委員です。資料につきましては、51 ページから 58 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 7 番 権利 所有権移転 所在 大字高城字洗ノ本〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振 農振農用地 面積 1,047 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。転用形態 転用 転用用途 資材置場 転用事由 周辺の土地購入を検討したが、交渉の合意が得られず、既存の資材置場横に建設するため 担当委員は、1 番久保委員です。資料につきましては、59 ページから 66 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 8 番 権利 所有権移転 所在 大字椎木字四日市〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 田 農振 農振地域 面積 合計田 2 筆 387.29 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。転用形態 転用 転用用途 一般個人住宅 転用施設 住宅 100.89 m² 転用事由 町内の借家に住んでいるが、持ち家を建築するため 担当委員は、3 番上川委員です。資料につきましては、67 ページから 79 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは申請番号 6 番について、担当の 8 番亀長委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>（8 番） 亀長 亜由美</p>	<p>特にありません。</p>

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>次に申請番号 7 番については私が担当ですので説明します。ここは、譲渡人の農地の横に譲受人の会社の土場がありまして、そこを購入して土場を広げたいということですね、一段下がっておりますけれども、一応今の土場の高さまで埋め立てをすることになっております。両サイドの境はですね、下の段にもう一枚田があるんですけども、そこにはブロックを引いてやるということです。</p> <p>気になるのが単価ですが、譲渡人が譲受人と協議のうえ 60 万円ということとなっております。譲受人の会社が土場が必要ということで購入されることになりました。</p> <p>補足があれば田村推進委員お願いします。</p>
<p>田村農地利用 最適化推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして申請番号 8 番について、担当の 3 番上川委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>（3 番） 上川 安博</p>	<p>特にございませぬ。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>それでは、事務局より写真説明をお願い致します。</p>
<p>（事務局） 黒木主査</p>	<p>（プロジェクターを使用し、写真説明）</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。質疑のある方は挙手のうえ、申請番号を言われてから質疑をお願いします。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ひとついいでしょうか。先程ありました申請番号 8 番、土地改良区の用水路の件ですけども、これはもう事前に、来期位には出来るようになるんですか。側溝の所は。</p>
<p>永友(秀)農地利用 最適化推進委員</p>	<p>一応、土地改良区と水利組合の方で立ち会った時に、通路となる所に蓋を被せることは聞いているということだったので、現状見たところ外されないようになってるということなので、土地改良区の方と話した中ではアスファルトの方にカッターを入れれば、切れ目だけ入れれば外すことは出来るんじゃないだろうかということで、検討した上でということではありました。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。今、永友（秀）推進委員の言ったのは資料の 76 ページで写真でありますけれども、上の段の方の道路から入ったところがもうはめ殺しになってる感じです。前回の西側の方も一応はめ殺しまではなってないんですけども、升がもう住宅の用水の方に入っていると。そこら辺は改良区と上手いように対応していきたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。</p>

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りしたいと思います。議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 申請番号 6 番 7 番 8 番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 申請番号 6 番 7 番 8 番につきましては原案どおり承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして、議案第 48 号 農用地利用集積計画についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>資料の 80 ページをお願いします。議案第 48 号 農用地利用集積計画について 次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。</p> <p><権利種別：所有権移転></p> <p>申請番号 20 番 所在 大字高城字東宮田〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 田農振 農振農用地 面積 合計田 2 筆 2,047 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。 経営面積 20,930 m² 利用目的 稲作 売買価格 300,000 円/10a 移転時期・引渡時期 令和 6 年 1 月 31 日 担当は 1 番久保委員です。資料は、81 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 21 番 所在 大字椎木字八反畑〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振 農振農用地 面積 458 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。 経営面積 25,469 m² 利用目的 稲作 売買価格 全部で 220,000 円 移転時期・引渡時期 令和 6 年 1 月 31 日 担当は 3 番上川委員です。資料は、82 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは、受付番号 20 番につきましては私が担当ですので説明します。譲渡人の所はですね、先だっても売買がありましたけれども、1 反 30 万円で購入したいと譲受人の方から申し出がありまして、一応あっせんの方で上がっていましたが、譲受人の方から購入したいということになりました。補足説明は田村推進委員どうでしょうか。</p>
<p>田村農地利用 最適化推進委員</p>	<p>ありません。</p>

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございます。つづきまして、申請番号 21 番につきましては該当委員がおられますので、該当委員の方は退席をお願い致します。</p> <p><議事参与関係委員退席></p> <p>それでは、担当の 3 番上川委員から説明をお願いします。</p>
<p>(3 番) 上川 安博</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは質疑に入ります。議案第 48 号 農用地利用集積計画について 申請番号 21 番から先に、質疑のある方は、挙手のうえ質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第 48 号 農用地利用集積計画について 申請番号 21 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので 議案第 48 号 農用地利用集積計画について 申請番号 21 番につきましては原案どおり承認可決とします。</p> <p><議事参与関係委員着席></p> <p>それでは、申請番号 20 番について質疑のある方はいらっしゃいませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第 48 号 農用地利用集積計画について 申請番号 20 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので 議案第 48 号 農用地利用集積計画について 申請番号 20 番につきましては原案どおり承認可決とします。</p>

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして、議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理事業）であります。事務局の朗読をお願いします。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>それでは、総会資料の 83 ページをお願いします。</p> <p>議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画について 次のとおり、促進計画案について審議を求める。</p> <p><権利種別：賃借権設定></p> <p>申請番号 148 番 所在 大字高城字竹ノ本〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振 農振農用地 面積 920 m² 作物 水稻 対価 11,185 円/10a 形態 賃借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 2 月 1 日 資料は、84 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 149 番 所在 大字椎木字杉ノ本〇〇番 他 8 筆 登記簿地目 田 農振 農振農用地 面積 合計田 9 筆 7,517 m² 作物 水稻 対価 10,000 円 /10a 形態 賃借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 2 月 1 日 資料は、85 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 148 番から 149 番の案件につきましては、農地中間管理事業での賃借契約となります。借受人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっており、12 月 20 日に公社の審査会で全て可決されております。合計で、田 10 筆 8,437 m²の集積面積となっております。今回の促進計画案の参考資料を別紙にて添付しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは、この案件は農地中間管理事業になりますので、説明は省かせていただきます。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理事業）について 質疑のある方は挙手の上、申請番号を言われて質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理事業）について 148 番 149 番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございます。 全員賛成とのことでありますので、議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理事業）について 148 番 149 番につきましては承認可決とします。</p>
<p>協議会</p>	<p>1 1月の行事予定について 2 その他</p>
	<p>以上をもちまして、令和5年12月期の定例総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長 久保 一美</p> <p style="text-align: center;">署名委員 亀長 亜由美</p> <p style="text-align: center;">署名委員 西 哲郎</p>